

アイセロ長期サポート制度

重要：必ずご確認ください

2021年10月改定

「健康状態告知」による加入条件が緩和されています！

GLTD：団体総合生活保険（団体長期障害所得補償）

改めて /

健康告知内容をご確認ください！

これまで健康告知に該当し、ご加入頂けなかった方でも、加入条件の緩和により、加入できる場合があります！

加入できます！

再度健康告知をすれば条件が無くなります！※

今まで
加入不可だった疾病

※（例）
心臓病、糖尿病
ぜんそく などお持ちの方

今まで
条件付きだった疾病

※（例）高血圧症
脂質異常
椎間板ヘルニア
などお持ちの方

POINT

質問③について

告知対象疾病が「がん」「上皮内がん」「精神の病気」に限定されました。

※ 質問は3つだけ！ /

※質問①②については、すべての病気やケガでの入院、手術に関する質問となります。

【新しい健康状態告知内容】

質問①

●告知日（ご記入日）現在、病気やケガで入院中、または入院か手術をすすめられていますか。

質問②

●告知日（ご記入日）より過去1年以内に病気で、継続して10日以上以上の入院をしたことがありますか。

質問③

告知日（ご記入日）より過去2年以内に

●「がん」「上皮内がん」または「精神の病気」と医師に診断されたことがありますか。

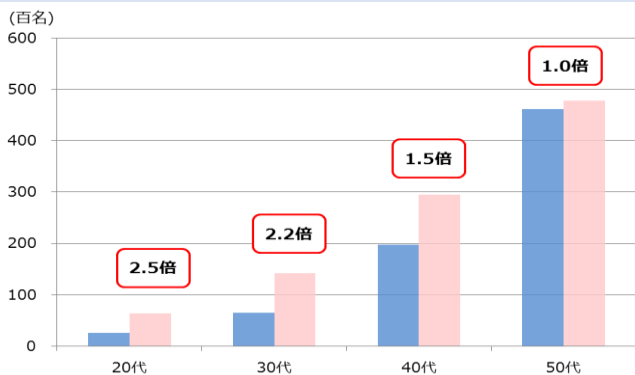
●「がん」「上皮内がん」または「精神の病気」のため、医師から検査・治療を指導されたことはありますか。

※ 既に「特定疾病等不担保特約」をセットしているご契約については、引き続き「特定疾病等不担保特約」がセットされますが、今回再告知いただくことで、更新後のご契約から「特定疾病等不担保特約」が外れる場合があります。

「アイセロ長期サポート制度 (団体総合生活保険)」は、皆さまの安心をサポートします！

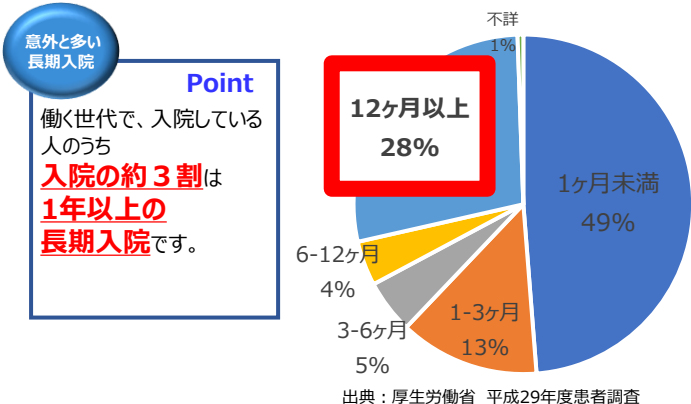
1 病気やけがで働けなくなったら・・・考えたことはありますか？

死亡者数 (自殺を除く) と長期入院者数(20歳~59歳)



厚生労働省:平成26年度患者調査および人口動態統計月報年計

入院期間分布 (20歳~59歳)



意外と多い長期入院

Point

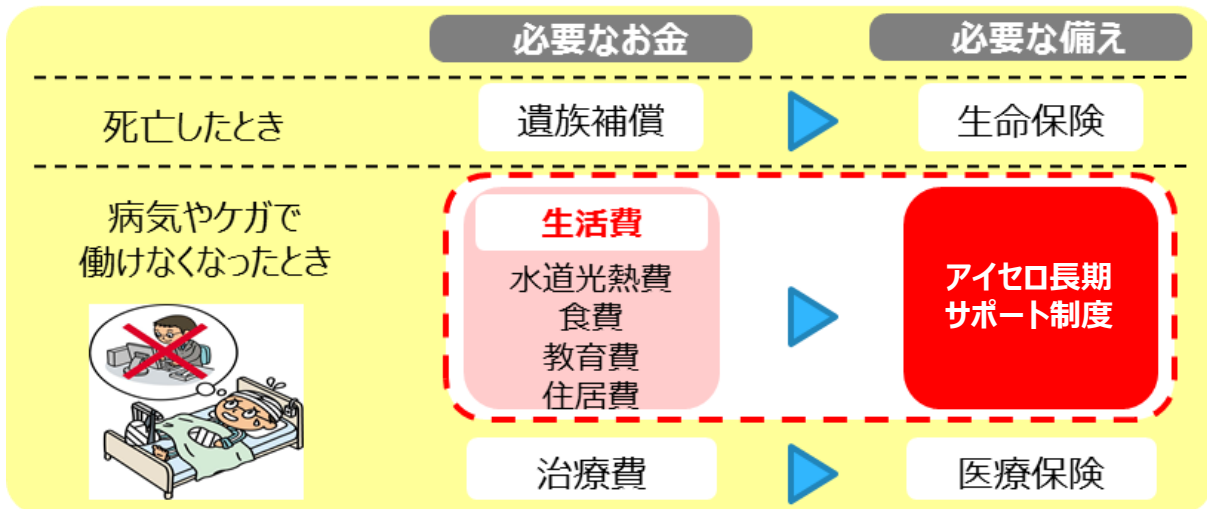
働く世代で、入院している人のうち
入院の約3割は1年以上の長期入院です。



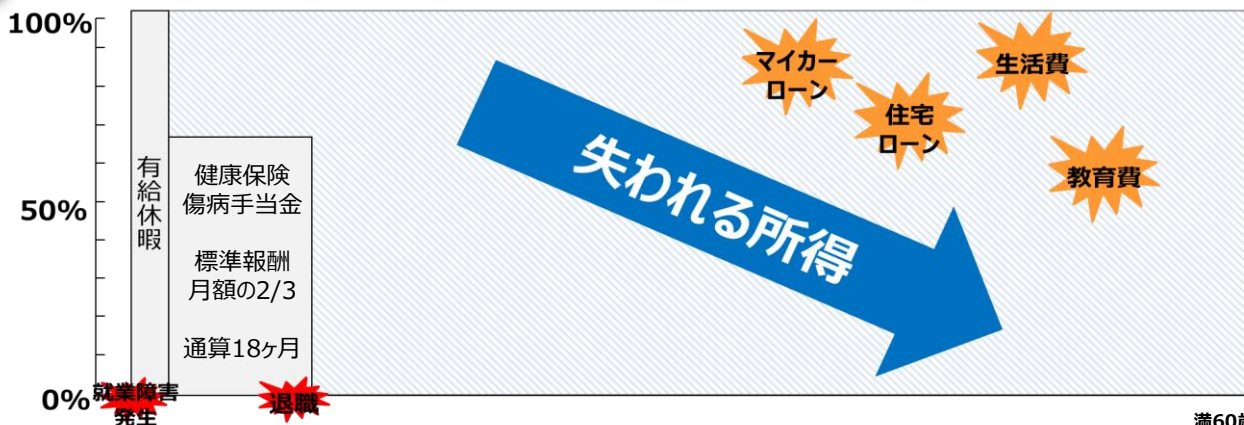
長期療養 (働けなくなる) のリスクは、死亡のリスクより、1.1倍~2.5倍と高く、働く世代の入院期間は、約3人に1人が1年以上の長期入院となっています。

2 働けなくなったときの備え

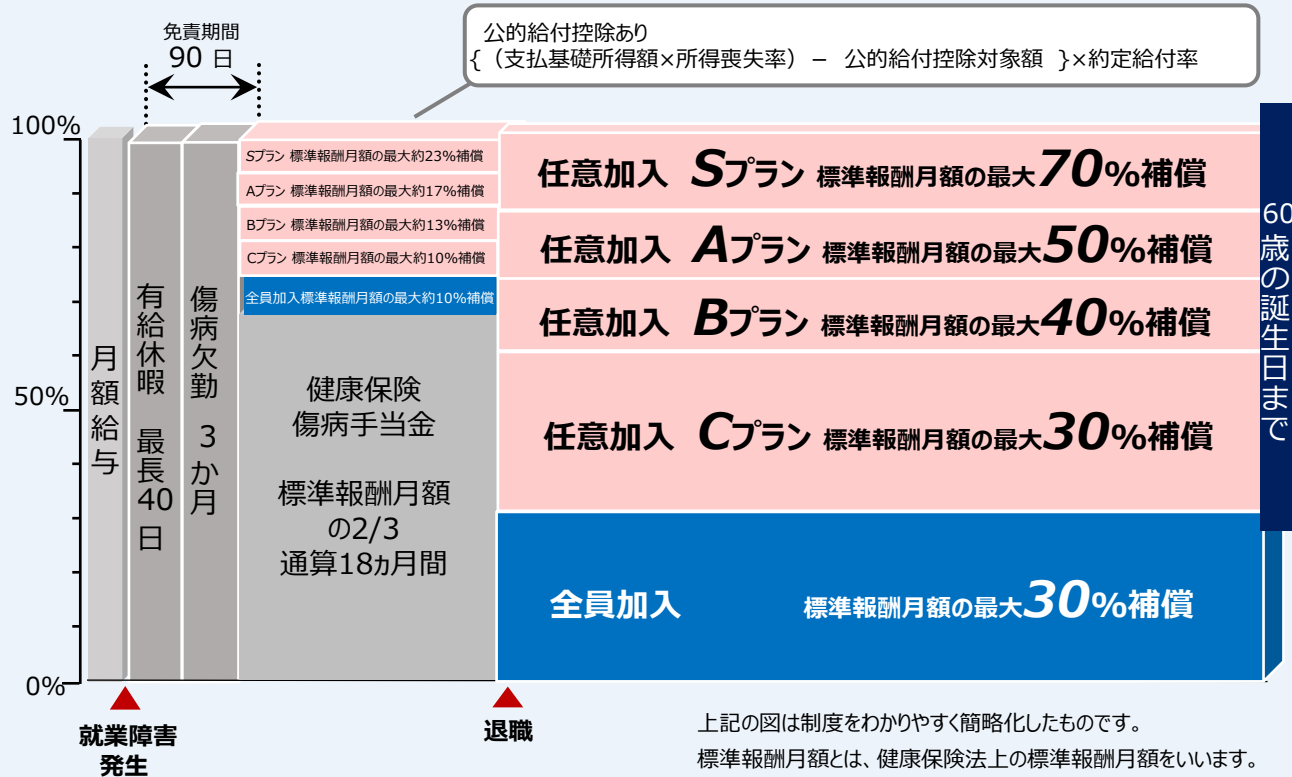
アイセロ長期サポート制度 (団体総合生活保険) は、これまでの保険制度では十分に補償されなかった「**長期間仕事ができない**」ときの収入の補償を行います。



3 アイセロ長期サポート制度 (団体総合生活保険) がない場合の家計を考えてみましょう



任意加入プランに加入することで

『標準報酬月額最大100%を
最長満60歳の誕生日まで』補償します。

『アイセロ長期サポート制度（団体総合生活保険）』の主な特長

最長満60歳の誕生日までのロングな補償

病気やケガが原因で就業障害となり、免責期間90日を超えてその状態が継続し、保険金お支払いの条件を満たしている場合に、最長満60歳の誕生日まで（3年に満たない場合は最長3年間）保険金をお受け取りいただけます。

復職後も引き続き補償

就業障害が残り復職した場合で、20%を超える所得の喪失がある際には、所得喪失率に応じて保険金をお受け取りいただけます。

業務上、業務外を問わず補償

就業障害の原因となる病気やケガの発生は、業務中・業務外、国内外を問わず24時間補償対象です。

特約付帯で充実の補償

- ・認知症・メンタル疾患補償特約（精神障害補償特約(D)）（最長2年間）
- ・妊娠に伴う身体障害補償特約（女性の方のみ）
- ・天災危険補償特約

保険金は全額非課税・
保険料は介護医療保険料控除の対象

保険金は全額非課税で受け取ることができます。また保険料は、介護医療保険料控除の対象となり、他の介護医療保険料控除と合算して、所得税については最高40,000円が、住民税については最高28,000円が所得金額から控除されます。（2022年10月現在）

簡単なお加入手続き

ご加入にあたっては、健康状態等のご質問に正しくお答えいただき、お申込みをお願いします。

（注）告知書の内容によりましては、ご加入いただけない場合がございます。

告知内容が正しくない場合はご加入が解除され、保険金を受け取れない場合がございます。ご不明な点がある方、持病や身体障害者手帳をお持ちの方は、お手数ですがお申込み前に取扱代理店株式会社アドバンテッジリスクマネジメント（TEL:0120-921-387）または Ai保険サービス（アイセロホールディングス株式会社 TEL:0532-65-5250）までお問合せください。

団体長期障害所得補償 補償のあらまし

保険期間：1年

- 加入資格：(株)アイセロ、(株)エーアイイー、アイセロパック(株)、(株)ナゴヤグラビア、(株)エーテック、(株)ファインプラス、愛知繊維(株)、アイセロホールディングス(株)に所属する常勤役員、従業員、契約従業員、嘱託従業員、パートタイマーで、2023年4月1日現在で満60歳未満の方。ただし、非常勤役員、アルバイトを除きます。
- 保険期間：2023年4月1日午後4時より2024年4月1日午後4時まで1年間
- てん補期間(*1)：満60歳の誕生日まで(年齢によって、てん補期間が3年に満たない場合は3年間)
- 約定給付率：Sプラン：70% Aプラン：50% Bプラン：40% Cプラン：30% ●免責期間(*2)：90日
- 特約：認知症・メンタル疾患補償特約(精神障害補償特約(D))精神障害てん補期間最長2年間) 妊娠に伴う身体障害補償特約(女性のみに) 天災危険補償特約(*1)「てん補期間」とは、免責期間終了日の翌日から起算する一定の期間をいひ、保険金をお支払いする期間をもって限度とします。保険金支払の対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細はパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- (*2)「免責期間」とは：継続して就業障害である、あらかじめ取り決めた一定の期間(90日)をいひ、就業障害になってからこの期間は保険金支払いの対象とはなりません。

■ 団体総合生活保険 補償の概要等

【団体長期障害所得補償 (GLTD * 1) 定率型】

* 1 GLTDは団体長期障害所得補償 (Group Long Term Disability) の略称です。

病気やケガによって所定の就業障害になった場合に保険の対象となる方が被る損失に対して長期にわたり保険金をお支払いします。

【ご注意】ただし、死亡された後は、いかなる場合でも「就業障害」とはいいません。この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金支払の対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細はパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
団体長期障害所得補償基本特約	病気やケガによって保険期間中に就業障害となり、その期間が継続して免責期間*1を超えた場合 ▶就業障害期間*2 1か月につき、以下の方法により計算した額をお支払いします。 $\text{支払保険金} = (\text{支払基礎所得額} * 3 * \text{所得喪失率} * 4 - \text{公的給付控除対象額} * 5) * \text{約定給付率}$ ただし、支払基礎所得額*3に約定給付率を乗じた額が保険の対象となる方の平均月間所得額*6を超える場合には、平均月間 所得額*6を約定給付率で除した額を支払基礎所得額*3としてお支払いする保険金の額を算出します。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときは、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※東京海上日動は保険の対象となる方が就業障害の状態になった場合には、ご契約者または保険の対象となる方と、保険の対象となる方の業務復帰援助のために協議することがあります。東京海上日動はその協議の結果として社会通念上保険の対象となる方の業務復帰のために有益と認められる費用をお支払いします。 *1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます。 *2 「てん補期間*7内の就業障害の日数」をいいます。(お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は1か月を30日として日割りで計算します。) *3 支払基礎所得額は、就業障害発生時点における健康保険法上の標準報酬月額(社会保険加入者)、または「時給*所定労働時間*稼働日数÷12」(社会保険未加入者)を指します。 *4 病気やケガにより全く就業できない場合は100%とします。一部就業できる場合は、次の方法により計算します。 $\text{所得喪失率} = 1 - \frac{\text{免責期間*1が終了する日の翌日から起算した各月における回復所得額*9}}{\text{免責期間*1が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得*8の額}}$ ただし、所得*8の額について給与体系の著しい変動等の特殊な事情の影響があった場合は、公正な調整を行うことがあります。 *5 保険金支払方法は、定率・公的給付控除あり型となります。公的給付控除対象額は次の公的給付の合計額となりますが、物価または賃金スライド部分は控除の対象となりません。 ①労働者災害補償保険法、船員保険法その他日本国の労働災害補償法令によって支給される休業補償給付または障害に対する年金給付もしくは一時金給付。ただし、一時金給付については、一時金給付を一時金額算出のために給付基礎日額に乗じる給付日数で除した金額を保険金給付1日についての控除額とします。 ②健康保険法その他日本国の健康保険法令によって支給される傷病手当金 ③国民年金法、厚生年金保険法その他日本国の社会保障法令によって支給される障害に対する年金給付 ④日本国外の法令に基づいて支給される休業補償給付または障害に対する年金給付もしくは一時金給付。 なお、対象とする給付が一時金で給付される場合には、①の取扱いに準じます。 *6 就業障害が開始した日の属する月の直前12か月における保険の対象となる方の所得*8の平均月額をいいます。 *7 同一の病気やケガによる就業障害*10に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間(免責期間*1終了日の翌日からの期間)のことをいいます。 *8 「業務に従事することによって得られる給与と所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。 *9 免責期間*1開始以降に業務に復帰して得た所得*8の額をいひ、免責期間*1の終了した月から1か月単位で計算します。 *10 就業障害が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業障害の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によって再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。	・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業障害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業障害 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業障害(妊娠に伴う身体障害補償特約がセットされる場合は、お支払いの対象となります。) ・妊娠または出産による就業障害 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業障害 ・保険の対象となる方が被った精神障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業障害(「認知症・メンタル疾患補償特約(精神障害補償特約(D))」をセットされる場合は、所定の精神障害については精神障害てん補期間*1を限度にお支払いの対象となります。) ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業障害 ・発熱等の他覚的症候のない感染による就業障害 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約とします。)の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害*2*3 等 *1 団体長期障害所得補償基本特約のてん補期間にかかわらず、精神障害てん補期間が限度となります。 *2 初年度契約の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害についても初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業障害については、保険金のお支払いの対象となります。 *3 就業障害の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。

※「就業障害」とは、以下の状態をいいます(定義C)。

免責期間*1中	てん補期間*1開始後
病気やケガに伴う、下記①～③のいずれかの事由により、保険の対象となる方の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態*2 ①その病気やケガのために、入院していること ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けつつ、在宅療養していること ③その病気やケガにより、経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること *1 免責期間については、上記本文(保険金をお支払いする主な場合欄)内の「*1」をご確認ください。 *2 職種を問わず、すべての業務に終日従事できない状態をいいます。例えば、会社員で営業職の方の場合、終日出社できず他の業務(軽作業や事務作業等)も全くできない状態です。	病気やケガに伴う、下記①～③のいずれかの事由により、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない*2か、または一部従事することができず、かつ所得喪失率*3が20%超である状態 ①その病気やケガのために、入院していること ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けていること ③その病気やケガによる後遺障害が残っていること *1 てん補期間については、上記本文(保険金をお支払いする主な場合欄)内の「*7」をご確認ください。 *2 全く従事できない場合であっても、所得喪失率が20%を超えないときは、就業障害に該当しません。 *3 所得喪失率については、上記本文(保険金をお支払いする主な場合欄)内の「*4」をご確認ください。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、下記記載のお問い合わせ先までご連絡ください。この保険は、アイセロホールディングス株式会社をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてアイセロホールディングス株式会社が有します。

取扱代理店

Ai保険サービス (アイセロホールディングス 株式会社) 【幹事】
〒441-3134 豊橋市大岩町字久保田48番地の81
TEL: 0532-65-5250 FAX: 0532-65-5256
株式会社アドバンテッジリスクマネジメント 【非幹事】
〒153-0051 東京都目黒区上目黒2-1-1 中目黒GTタワー
TEL: 0120-921-387 FAX: 03-5749-3879

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社
担当課 公務第1部 東京公務課
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4
TEL: 03-3515-4126 FAX: 03-3515-4127